

# 平成15年度厚生労働科学研究 (子ども家庭総合研究事業)

## 報告書 (第9/11)

- 0030343 主任研究者 高橋重宏  
(児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットのあり方に関する研究)
- 0030306 主任研究者 庄司順一  
(被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究)
- 0030328 主任研究者 山崎美貴子  
(ひとり親(母子)家庭・再婚家庭の実態とその支援方法に関する研究)
- 0030330 主任研究者 水野清子  
(保育所の給食システムに関する研究)
- 0030331 主任研究者 福島富士子  
(市町村母子保健計画書の数量的分析による計画書改訂の評価)
- 20030332 主任研究者 山口規容子  
(地域における子育て支援システムの構築と普及に関する研究)
- 0030333 主任研究者 山本茂  
(子どもの発達段階に応じた効果的な栄養・食教育プログラムの開発・評価に関する総合的研究)
- 20030334 主任研究者 新道幸恵  
(10代の女性の人工妊娠中絶減少にむけての支援モデルの構築)
- 0030335 主任研究者 藤内修二  
(市町村母子保健計画の見直しと推進に関する研究)
- 20030341 主任研究者 松田宣子  
(保健師による母子保健活動における児童虐待リスクアセスメントツールの開発)

厚生労働科学研究  
(子ども家庭総合研究事業)

児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットの  
あり方に関する研究

平成15年度研究報告書

平成16年3月

主任研究者 高橋重宏

## 研究報告書 目次

### I. 総括研究報告

#### 児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットのあり方に関する研究

高橋重宏 ..... 5

### II. 分担研究報告

#### 1. 児童相談所が対応する虐待家族の特性分析

##### ～被虐待児及び家族背景に関する考察

中谷茂一ほか ..... 11

#### 2. 児童相談所が対応する虐待家族の特性分析

##### ～援助実施状況と家族支援プログラムに関する考察

濱谷昌史ほか ..... 26

#### 3. 児童相談所の海外の動向も含めた実施体制のあり方の検討

才村 純ほか ..... 48

資料（「児童相談所を利用する虐待家族の特性分析」・調査票、  
単純集計結果、児童相談所の国際比較一覧表） ..... 85

平成15年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

総括研究報告書

児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットのあり方に関する研究

主任研究者 高橋 重宏（日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部長）

**研究要旨：**

本研究は、2カ年研究（平成15年度・16年度）の1年目である。①児童相談所に通告され一時保護し、一定の方針が立ったケースの家族の特性分析、②子どもを一時保護した家族への援助プログラムの現状と課題、③有識者（とくに海外の子どもと家庭福祉相談実施体制に見識のある者）による児童相談所の機能の見直しについての提言を行った。2年目には、1年目の成果に加え、有識者と全国の児童相談所関係者、自治体関係者への意識調査を実施し、児童相談所の機能の見直しについて、市町村との役割分担と子どもの権利擁護、自立支援、親支援、家族支援のあり方を主眼においていた提言を行いたい。

初年度（平成15年度）については、本研究の最終目標のために必要なデータを収集、分析することを主眼においた。具体的には、以下のことを実施した。

- (1) 児童相談所が対応した「平成14年度中に一時保護し、一定の方針が立ったケース」の個別的なデータを収集し、家族の特性（年齢、子どもの数、経済階層、職業的地位、家族構成、生育・生活歴など）を把握した。また、保護者の人格・行動特性に関するデータを基に分析を行い、家族の類型化を行った。あわせて、どういった家族に対してどのくらいの期間をかけてどういったサービスが適用されているのか、機関連携状況はどうか、親族や近隣資源の活用状況はどうか等、家族支援プログラムの現状を明らかにし、考察した。
- (2) 児童相談所及び子ども家庭相談実施体制に関する先行研究を踏まえつつ、海外の子ども家庭サービス実施体制に関する知見のある有識者を中心として、児童相談所の機能の見直しについて提言を行った。

分担研究者氏名・所属機関名及び所属機関における職名
才村 純（日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部ソーシャルワーク研究担当部長）
澁谷 昌史（日本子ども家庭総合研究所研究員）
中谷 茂一（聖学院大学人文学部人間福祉学科専任講師）

#### A. 研究目的

本研究は子どもと親のウェルビーイングを促進するため、児童相談所が蓄積している被虐待児童の家族特性を把握し、家族支援プログラムの現状、児童相談所と市町村や民間団体との連携の現状を把握し、総合的な子ども家庭サービスの実施体制のあり方を明らかにし、児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットワークのあり方を提示することを目的とする。具体的には、①児童相談所に通告され子どもが一時保護され、一定の方針が立った家族の特性分析、②家族への援助プログラムの現状と課題、③有識者（とくに海外の子どもと家庭福祉相談実施体制に見識のある者）による児童相談所の機能の見直しについての提言を行なうことを目的とした。

#### B. 研究方法

具体的には、研究班を設置し、定期的な研究会を開催し、全体会議を開催しつつ、それぞれの分担の研究を実施した。

研究班には、分担研究者：才村 純、澁谷昌史、中谷茂一、研究協力者：庄司順一、坂本正子、前橋信和、加藤芳明、栗原直樹、加藤 純、村田一昭、森 成樹、伊藤嘉余子、有村大士、オブザーバーとして厚生労働省児童福祉専門官の参加を得た。

1. 児童相談所が対応した虐待家族特性の調査は、3都道府県の協力を得て、質問紙調査を実施した。調査手続きについては、該当児童相談所に対して郵送により質問紙の送付と回収を行った。調査対象ケースは、調査票を回答する児童相談所職員の記入負担と一時保護を経たケースについて把握することから、虐待事例として受理・処理したもののうち、「平成14年度中に一時保護し、一定の方針が立ったケース」とした。個別に回答の上、郵送により回収を行った。調査期間は平成14年12月～1月とした。

#### 2. 児童相談所の機能の見直しについて提言

6カ国日本の児童相談所に相当する機関に詳しい研究者に依頼し、今後の日本の児童相談所の機能やあり方に参考になる事項を記述してもらった。

（倫理面への配慮）

本研究は、児童相談所が一時保護した児童の家族特性を把握するため、対象の都道府県、児童相談所名は公表せず人権への配慮を最大限に行った。

#### C. 研究結果

3都道府県児童相談所の協力を得て、質問紙調査を実施した。調査の対象は、平成14年度に一時保護した虐待ケースで、かつその後一定の方針を立てることのできたケースである。17児童相談所から503ケースを回収した（有効回収数は501、2ケースについては、明らかに施設内虐待からの一時保護ケースであったため、本調査の主旨を鑑み、除外した）。調査票の「3虐待者・家族状況」の質問項目の一部においては、きょうだいケースで重複しないようサンプルを世帯数（416世帯）で再調整した上で分析を行った。

世帯類型は、①「父母と子」163(39.2%)、②「母子」127(30.5%)、③「母子と内縁の夫」41(9.9%)、④「その他」39(9.4%)、⑤「父子」24(5.8%)、⑥「三世代家族」22(5.4%)であった。だが、②「母子」と④「母子と内縁の夫」を合計すると168(40.4%)となった。

きょうだいケースは54組138人。416世帯である。

- ・ 主たる虐待の種別は「身体的虐待」223(44.5%)、「ネグレクト」188(37.5%)、「心理的虐待」56(11.2%)、「性的虐待」32(6.4%)の順であった。
- ・ 虐待の頻度は継続的が74.7%であった。
- ・ 虐待種別は「母子・父子のひとり親家庭」にネグレクトが多く、「母子と内縁の夫」家庭では性的虐待が多い。
- ・ 「母子・父子のひとり親家庭」では特定の子どもだけでなく、他のきょうだいも虐待している割合が高い。
- ・ 「母子のみ家庭」と「三世代家族」では虐待を認めている場合が多い。
- ・ 援助の方針では、「親子分離せず宅援助前提」が「父母と子」「母子のみ」に割合が高く、「一時的に親子分離し条件を付けて家庭復帰を視野に入れる」が「母子のみ」「母子と内縁の夫」に多い。「親子分離し、家庭復帰の可能性が低い」「親子分離し、家庭復帰は全く見込めない状況」は「父子

のみ」に割合が高い。

- ・ 配偶者・パートナーの関係は、「父母と子」が「暴力はないが悪い」「暴力を伴った不和」が多く、「父子のみ」が「暴力を伴った不和」が多い。一方「母子と内縁の夫」は「良好」が多い。
- ・ 近隣との関係は、「母子のみ」が「悪い（敵対的関係）」「孤立・疎遠」が多く、「父子のみ」も「孤立・疎遠」とひとり親家庭が「孤立・疎遠」が多い。また、「母子と内縁の夫」は「悪い（敵対的関係）」が多い。
- ・ 経済状況は、生活保護受給が特に「母子のみ」次いで「父子のみ」のひとり親家庭に多い。
- ・ 「母子のみ」は保育所利用の割合が多い。
- ・ 精神保健的問題のない者の方が性的虐待の割合が高い。
- ・ 精神保健的問題のない者の方が「きょうだいはいるが本児のみ虐待」している。
- ・ 精神保健的問題のある者の方が保護者援助が「非常に困難」。
- ・ 精神保健的問題のない者の方が配偶者・パートナー関係で「良好」「普通」が多く、精神医学的問題のある者は「暴力はないが悪い」が多い。
- ・ 精神保健的問題のある者の方が、近隣との関係で「悪い」「孤立・疎遠」が多い。
- ・ 精神保健的問題のある者の方が、生活保護受給が多い。
- ・ 精神保健的問題のある者の方が、子どもの保育所通所が多い。

#### 単純集計結果

##### ・虐待者の認識と家族・親族の協力

自らの行為を認める虐待者は 208 ケース (41.5%) であった。150 ケース (29.9%) は、自らの行為を虐待とは認めず（「行為はあったが虐待はなかったという」）、52 ケース (10.4%) については、「行為はなかったという」虐待者であることがわかった。すなわち、一時保護を要する虐待ケースの半数以上は、虐待行為に対する認識の齟齬を抱えたまま、家族へアプローチしていかなければならないといえる。

こうした現状を反映して、問題解決に協力的な虐待者は 106 ケース (21.2%) にとどまっている。ほかの虐待者は、「一緒に問題解決をしようとするが、意見の不一致が多い」97 ケース (19.4%)、「非協力的とまでいえないが、意見が二転三転する」110 ケース (22.0%) と、揺らぎを呈していることがわかる。

また、「非協力的」に該当する虐待者も約 1/5 を占めしており、児童相談所が対応する虐待家族への介入が一筋縄でいくものではないことがうかがわれる。

一方、援助の鍵となる可能性を持つ配偶者や婚姻外パートナーについては、半数以上が「該当者はいない」という回答となっており（それぞれ、268 ケース (53.5%)、343 ケース (68.5%)）、虐待家族の特性（ふたり親家族の占める割合の小ささ）を反映するものとなっている。なお、親族については、「一緒に問題解決しようとする／協力的である」が 105 名 (20.9%) を占める一方、160 ケース (31.9%) の子どもの親族については、「接触していない」との回答であった。

実際の保護者援助においては、365 ケース (72.8%) が「非常に困難」「やや困難」に該当している。その理由として主たるものひとつを選択肢から選んでもらった結果では、「担当者が多忙」(14 ケース (3.8%))、「援助を展開するために必要な資源が不足している」(9 ケース (2.5%)) という保護者の外在的な要因よりも、「児相に対する拒否感が強い（虐待を認めない）」(75 ケース (20.6%))「児相に対する拒否感はないが、保護者の協力が得られない」(103 ケース (28.8%))「保護者の態度に一貫性がない」(105 ケース (28.8%)) という、虐待者の虐待認識や家族・親族の協力状況を反映していると思われる項目に対する回答が多くなっている（本文における比率は、非該当件数 137 を除外した 364 を母数として再計算）。

##### ・機関連携

本調査においては、機関連携はきわめて良好に行われているという結果であった。

機関連携による対応の中心は児童相談所 (317 ケース (63.3%)) である。次に多いのは学校であった。(48 ケース (9.6%))

学校は、従たる機関としてケースに関わることが多い (209 ケース (41.7%))。半数以上の子どもたちが学齢期にあることを鑑みれば、もっともな結果であるといえる。

次に従たる機関として多いものは、福祉事務所で 116 ケース (23.2%)、以下、501 ケースのうち 10% 以上のケースで連携している機関を見ると、弁護士 (91 ケース (18.2%))、市町村保健センター (87 ケース (17.4%))、医療機関 (78 ケース (15.6%))、保育所 (61 ケース (12.2%))、警察 (51 ケース (10.2%)) となっている。

本調査では、児童相談所との緊密な連携の必要性が近年注目されている警察との連携について、とくに調査項目をもうけている。機関連携でも約 1/5 のケースで該当することがわかっているが、実際の協力状況では、「虐待者の事情聴取・捜査」41 ケース (8.2%)、「見守り活動」33 ケース (6.6%)、「その他」で 42 ケース (8.4%) となっている。「その他」の回答を見ても、「(身柄付) 通告」や「子どもの搜索」から、「虐待者逮捕」「刑事告発に関する協議」「強引な引き取り要求への対応」など、子どもの安全に関わって、幅広い活動を担っていることがわかる。

また、「警察との協議」については、121 (24.2%) のケースで「あり」と回答されていることから、援助プログラムに組み込まれないまでも（具体的な協力や連携がないまでも）、少なからずのケースで有用な資源として機能しているといってよいだろう。

機関連携の基盤として注目されるようになっている市町村ネットワークは、330 ケースで「あり」と回答されている (65.9%)。ただし、ネットワークがあると回答したケースの約 1/2 (167 ケース (33.3%)) で効果があったとされる一方、約 1/4 (122 ケース (24.4%)) では「連携なし」に該当している。

#### ・法的対応

法的対応では、職権保護が 114 ケース (22.8%) で実施されている。これは、一児童相談所平均で見ると、6.7 ケースとなる。

また、実施にまで至るものは 14 ケース (2.7%) と少ないが、28 条（面会通信制限を含む）の検討が 41 ケース (8.4%) で該当している。

#### ・援助プログラム

援助プログラムでは、217 名 (44.7%) の子どもが施設入所している。訪問指導もほぼ同数でなされ、216 ケース (43.1%) で該当している。そのほか、比較的多く実施されるプログラムとしては、「児童福祉司指導」(132 ケース (26.4%))、「親の通所指導（個別）」(116 ケース (23.2%))、「本児の通所指導（個別）」(102 ケース (20.4%))、「在宅でのモニタリング」(85 ケース (17.0%)) となっている。

実施したかったができなかったものでは、いずれも 10% に満たないので、おおむね実施したいものは実施されているといってよいであろう。

また、在宅指導は、保護者に対しては 370 ケース (73.9%) で実施されている。ただし、一時保護か

ら半年以内の状況にもかかわらず、1 カ月に 2 回以上の在宅指導は、94 ケース (18.8%) にとどまっている。

子どもに対する在宅指導は、施設入所ケースが多いために、209 ケースでの実施にとどまっている (41.7%)。ここでも、援助の頻度は決して頻度が高いとはいえない、「月に 2 回以上の在宅指導」は 44 ケース (8.8%) にとどまっている。

援助方針では、「親子分離せずに在宅で援助」が 119 件 (23.8%) と 1/4 を占め、「一時的に親子分離」が 207 件 (41.3%) で最も多い。「親子分離し、家庭復帰の可能性が全く見込めない状況で援助を行った」ものは 45 ケース (9.0%) であるが、「家庭復帰の可能性が低いことを前提に援助を行った」ものが 125 ケース (25.0%) で該当している。

援助期間は、「1 年以上 3 年未満」が最も多くなっている (292 ケース (58.3%))。「3 年以上 5 年未満」になると、32 ケース (6.4%) と急激に減り、「5 年以上」のケースを合算しても 9 ケース (1.8%) にしかならない。

終結では、非終結が 308 ケース (61.5%) と最も多い。次に、「家庭環境改善」が 74 ケース (14.8%) となっている。「その他」の記述内容を見ても、「非虐待者の家族が引き取り、虐待者との分離が図られる」にカテゴライズされるものなど、家庭環境の変化といつてもよいようなケースが散見される。また、件数は少ないが、転居が 30 ケース (6.0%) あり、転居先の児童相談所との連携が求められるケースのあることがわかる。

最後の「本ケースにおける援助効果の度合い」は、「効果がなかった」と「全く効果がなかった」をあわせても 62 ケース (12.4%)、「どちらともいえない」が 171 ケース (34.1%) となっており、約半数のケースについては、何らかの効果を認めているという結果であった。なお、本項目の「援助効果」とは、「調査票記入要領」に示しているように、ある客観的な基準に基づくものではなく、「5-1 実施したプログラム」が当初の狙い通りに機能したかを総合的に児童福祉司自身が主観的に判断するものとなっており、ある客観的・統一的な基準に基づいたものではない。

## D. 考察

1. 3 都道府県の協力を得て、児童相談所を利用する虐待家族の特性分析を実施した（17 児童相談所から 503 ケースを回収、有効回収数は 501）。本分担研

究では、一時保護が実施されたケースにおける被虐待児及び家族背景に関して（調査項目1～3）について分析をし、援助内容との関連について考察を行った。

きょうだいケースと分類を整理した世帯類型は、①「父母と子」163(39.2%)、②「母子」127(30.5%)、③「母子と内縁の夫」41(9.9%)、④「その他」39(9.4%)、⑤「父子」24(5.8%)、⑥「三世代家族」22(5.4%)であった。だが、②「母子」と④「母子と内縁の夫」を合計すると168(40.4%)となった。

親の最終学歴は、回答のあったもののうち、父母とも「中学校」「高等学校」の割合が多く、全体的に高学歴の割合が低い結果である。

親の雇用形態で、父「無職」は37ケース(11.5%)であった。母「無職」は227ケース(49.3%)であった。

また、転職状況については、「頻繁に転職している」父86ケース(26.7%)、母122ケース(26.5%)、「頻繁に転職していない」父160ケース(49.7%)、母174ケース(37.8%)と3割弱が頻繁に転職している。

親のパートナー関係では、「法定婚の配偶者と同居」167ケース(40.1%)、「法定婚の配偶者と別居」11ケース(2.6%)、「事実婚の配偶者と同居」60ケース(14.4%)、「婚姻関係になく同居していないが影響力のある異性がいる」52ケース(12.5%)、「パートナーなし」96ケース(23.1%)、「その他」9ケース(2.2%)という結果で、事実婚や影響力のある同居していない婚姻外のパートナーの存在も相当数ある結果となっている。

主たる虐待者の特徴に関する複数回答で多い傾向にあったのは、親性に関する領域で「親として未成熟である」262ケース(52.3%)、「偏った子育て観をもっている」128ケース(25.5%)。社会的な関係に関する領域で「親族関係の不和がある」159ケース(31.7%)、「社会的に孤立している」114ケース(22.8%)、「多額の借金がある」103ケース(20.6%)。精神医学的領域で「精神的に不安定である（診断名なし）」113ケース(22.6%)、「暴力的傾向がある」99ケース(19.8%)、「診断名のある精神疾患がある」64ケース(12.8%)、「人格障害の疑いがある（診断名なし）」59ケース(11.8%)であった。

近隣との関係では、敵対的関係での悪い状況より、孤立・疎遠であるケースが多い傾向にある。

また、本調査ケースにおける通告から子どもの安否確認までの時間は、「通告を受けすぐに安否確認し

た」262ケース(52.3%)、「通告から24時間以内」75ケース(15.0%)、「通告から48時間以内」40ケース(8.0%)、「それ以上」82ケース(16.4%)で、半数が通告後すぐの安否確認が実施され、48時間までは全体の75.3%であった。

2. 本分担研究では、とくに援助の実施状況（調査項目4-I以降）について分析を加え、次年度に期待される家族支援プログラムの定式化へ向けた整理を行った。

虐待者の過半数は、自らの行為が虐待に該当するとは認めておらず、児童相談所の援助に対して必ずしも協力的ではない。保護者の援助は決して容易なものではなく、職権保護等の法的対応も含めて、保護者への対応をいかに効果的に進めるかにかかっていると推測される。

ケースに関与する機関では、子どもの年齢（乳幼児か学齢期児童か）、子どもの状況（子どもがアクティングアウトしているか）、虐待者の状況（精神保健上の問題があるか）、そして経済状況と、機関の目的や対象者との関係が示された。具体的には、児童相談所を中心としつつ、①乳幼児に対しては、市町村保健センター、医療機関、保育所が関与し、②学齢期児童に対しては、児童相談所と学校が子どもの行動上の問題を視野に入れつつ対応し、③虐待者の精神保健上の問題に対しては、市町村保健センターや医療機関が関与する傾向が見られた。

児童相談所が実施したプログラムについては、保護者に対する在宅指導の頻度の低さから、サービスの供給体制も踏まえ、また児童相談所以外の機関の保護者援助への関与状況なども鑑みて、家族支援プログラムを描くことが大切であると考えられる。また、①保護者や家族が通所に応じる場合には通所指導、②通所に応じない場合には訪問指導や在宅でのモニタリング、③子どもの施設入所措置が必要な場合には、施設入所措置とあわせて、訪問指導や施設による保護者援助が組み合わされるのではないかと推察する。

## E. 結論

1. 本調査では、児童相談所の現場で実感として語られていた点が確認できる結果と、一方、精神保健的問題の虐待者やDV家族が必ずしも他の特徴をもった虐待家族より極めて問題性が高いとは限らないなど、虐待家族の特徴について数量的に把握するこ

とができた。

また、虐待はあらゆる階層に発生する可能性があるとはいえる、学歴や経済的階層と関連する状況もあることが示唆される結果を得ることができた。今後の課題として、より詳細な特徴の測定と多面的な分析と類型化には、全国規模のサンプリングによる総合的な調査の必要性があろう。

2. とくに援助の実施状況（調査項目 4-1 以降）について分析を加え、次年度に期待される家族支援プログラムの定式化へ向けた整理を行った。

虐待者の過半数は、自らの行為が虐待に該当するとは認めておらず、児童相談所の援助に対して必ずしも協力的ではない。保護者への援助は決して容易なものではなく、職権保護等の法的対応も含めて、保護者への対応をいかに効果的に進めるかにかかっていると推測される。

ケースに関する機関では、子どもの年齢（乳児か学齢期児童か）、子どもの状況（子どもがアクティングアウトしているか）、虐待者の状況（精神保健上の問題があるか）、そして経済状況と、機関の目的や対象者との関係が示された。具体的には、児童相談所を中心としつつ、①乳幼児に対しては、市町村保健センター、医療機関、保育所が関与し、②学齢期児童に対しては、児童相談所と学校が子どもの行動上の問題を視野に入れつつ対応し、③虐待者の精神保健上の問題に対しては、市町村保健センターや医療機関が関与する傾向が見られた。

児童相談所が実施したプログラムについては、保護者に対する在宅指導の頻度の低さから、サービスの供給体制も踏まえ、また児童相談所以外の機関の保護者援助への関与状況なども鑑みて、家族支援プログラムを描くことが大切であると考えられる。また、①保護者や家族が通所に応じる場合には通所指導、②通所に応じない場合には訪問指導や在宅でのモニタリング、③子どもの施設入所措置が必要な場合には、施設入所措置とあわせて、訪問指導や施設による保護者援助が組み合わされるのではないかと推察できる。

2 年度目の研究により、より効果的な家族支援プログラムの作成をし、児童相談所で活用できるモデル化を試みたい。

以下、本調査研究で明らかになったことを列挙する。

- ① 保護者援助に対する専門性が不可欠である。
- ② 機関の目的や対象といったものを踏まえて、家族

支援プログラムを定式化することが実態に即している。

③ 保護者への在宅指導は必ずしも量的に十分なものと判断することはできず、社会資源の効率的活用や、ほかの分担研究で進められているマクロレベルでの児童相談所改革の方向性も加味しながら、サービス供給のあり方について考える必要がある。

3. 児童相談所の機能については、児童相談所を中心とする子ども家庭福祉相談実施体制に関して、国際的な動向に知見を有する有識者を研究協力者として、研究を進めた。具体的には、各国の児童相談所に該当する機関を特徴付けるもので、かつ我が国の児童相談所のあり方を検討する上で有用な知見を各研究協力者がまとめている。我が国の現状と課題についてもあわせて整理し、今後の児童相談所のあり方を含めた子ども家庭福祉相談実施体制を検討する上での課題を明らかにした。さらに、次年度の研究により、日本の児童相談所の機能のあり方について提言したい。

#### F. 健康危険情報

ナシ

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

##### 2. 学会発表

- 第52回日本社会福祉学会大会（東洋大学）  
で報告予定
- 第5回日本子ども家庭福祉学会（明治学院大学）で報告予定

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得（ナシ）
2. 実用新案登録（ナシ）
3. その他（ナシ）

平成15年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
分担研究報告書

児童相談所が対応する虐待家族の特性分析～被虐待児及び家族背景に関する考察

主任研究者	高橋 重宏	日本子ども家庭総合研究所
分担研究者	中谷 茂一	聖学院大学
研究協力者	濵谷 昌史 才 村 純 加藤 芳明 栗原 直樹 前橋 信和 村田 一昭 加藤 純 庄司 順一 坂本 正子 伊藤 嘉余子 有村 大士	日本子ども家庭総合研究所 日本子ども家庭総合研究所 神奈川県中央児童相談所 埼玉県所沢児童相談所 関西学院大学 川崎市中央児童相談所 ルーテル学院大学 日本子ども家庭総合研究所 大阪府健康福祉部 日本社会事業大学大学院 日本社会事業大学大学院

**研究要旨：**3都道府県の協力を得て、児童相談所を利用する虐待家族の特性分析を実施した（17児童相談所から503ケースを回収、有効回収数は501）。本分担研究では、一時保護が実施されたケースにおける被虐待児及び家族背景に関して（調査項目1～3）について分析をし、援助内容との関連について考察を行った。

きょうだいケースと分類を整理した世帯類型は、「父母と子」が159ケース(38.2%)、「母子のみ」127ケース(30.5%)、「父子のみ」24ケース(5.8%)、「母子と内縁の夫」41ケース(9.9%)、祖父または祖母がいる「三世代家族」22ケース(5.3%)、「その他」46ケース(11.1%)。親の最終学歴は、全体的に高学歴の親の割合が低い。親の雇用形態では、父「無職」は37ケース(11.5%)。母「無職」は227ケース(49.3%)。3割弱が頻繁に転職している。事実婚や影響力のある同居していない婚姻外のパートナーの存在も相当数ある。近隣との関係では、敵対的関係での悪い状況より、孤立・疎遠であるケースが多い。経済的状況では、生活保護世帯が2割弱あり、全体的に所得が低い傾向。クロス集計結果からは、虐待種別において母子・父子のひとり親家庭にネグレクトが多く、「母子と内縁の夫」家庭では性的虐待が多い。母子・父子のひとり親家庭では特定の子どもだけでなく、他のきょうだいも虐待している割合が高い。母子のみ家庭と三世代家族では虐待を認めている場合が多く、援助の方針では、「親子分離せず住宅援助前提」が「父母と子」「母子のみ」に割合が高く、「一時的に親子分離し条件を付けて家庭復帰を視野に入れる」が「母子のみ」「母子と内縁の夫」に多い。「親子分離し、家庭復帰の可能性が低い」「親子分離し、家庭復帰は全く見込めない状況」は「父子のみ」に割合が高い。援助の方針では、配偶者・パートナー関係が「良好」であるケースは、「親子分離し、条件を付けて家庭復帰を視野」に入れる傾向にあり、「暴力を伴った不和」のDVケースは、「親子分離し、条件を付けて家庭復帰を視野」と「親子分離し家庭復帰は全く見込めない状況」の2つに分かれる傾向がみられた。DV家庭より、暴力はないが不和な家庭の方で保護者援助が非常に困難な傾向を示した。生活保護受給家庭においてはネグレクトが多いが、親子分離せず住宅指導を実施している傾向にある点が特徴的である一方、「市町村民税非課税」ケースの援助困難度が高い傾向がうかがわれる。虐待者の特徴別では、「被虐待歴の影響が強い」、「暴力的傾向がある」、「偏った子育て観をもっている」ケースが「身体的虐待」が高い。「知的障害がある」、「精神的に不安定である（診断名なし）」、「薬物依存」、「ギャンブル・浪費癖がある」、「多額の借金がある」、「社会的に孤立している」、「親族関係の不和がある」、「親として未成熟である」の各ケースが「ネグレクト」の傾向が高い。「アルコール依存」、「ギャンブル・浪費癖がある」ケースが「継続的」な虐待がおこなわれている傾向にある。また、診断名のない精神保健的問題と借金や社会関係、子育て観に問題がある場合、保護者援助の困難度が高くなり、人格障害の疑い（診断名なし）と親族関係の不和があるケースは援助効果がない傾向が高くなることが明らかになった。

## A. 研究目的

児童相談所を利用する虐待家族に関して、その被虐待児と家族背景の状況と援助内容の関連について現状と課題を明らかにし、わが国の虐待ケースの特性とタイプ別の援助内容について考察することを目的とした。

## B. 研究方法

3都道府県の協力を得て、質問紙調査を実施した。調査手続きについては、3都道府県内にある児童相談所に対して郵送により質問紙の送付と回収を行った。調査対象ケースは、調査票に記入する児童相談所職員の記入負担と一時保護を経たケースについて把握することに鑑みて、虐待事例として受理・処理したもののうち、「平成14年度中に一時保護し、一定の方針が立ったケース」とした。個別に回答の上、郵送により回収を行った。調査期間は平成14年12月～1月とした。

なお、対象を一時保護ケースに限定したのは、虐待事例の「程度」について、共通のアセスメント基準がないことから、一時保護ケースについては、児童相談所が一定程度の危険度と緊急性を認めたものとして、「程度」についての指標として用いたものである。

## C. 研究結果

17児童相談所から503ケースを回収した（有効回収数は501、2ケースについては、明らかに施設内虐待からの一時保護ケースであったため、本調査の主旨を鑑み、除外した）。調査票の「3 虐待者・家族状況」の質問項目の一部においては、きょうだいケースで重複しないようサンプルを世帯数（416世帯）で再調整した上で分析を行った。

### 1. 単純集計結果

以下、集計結果を概観しながら、全体の傾向を述べる。

※ 結果を記述するに際して、調査票及び単純集計結果との照合をしやすくするため、【表番号】を示している。

#### 1-1. 被虐待児の属性

主たる虐待種別は、「身体的虐待」223ケース（44.5%）、「ネグレクト」188ケース（37.5%）、「性的虐待」32ケース（6.4%）、「心理的虐待」56ケース（11.2%）であった。この分布は、近年の全国の児童相談所での処理ケースの虐待種別内訳とくらべると、全体的な傾向が類似している。本調査対象を一時保護ケースとしたため、性的虐待がやや多くなっているが、虐待種別の分布からは本調査サンプルの代表性の妥当性も表しているといえよう。

【表1】

性別は「男性」254（50.7%）、「女性」245（48.9%）、受理時年齢は、9割が14歳まででほぼ同割合で分布しているが、3～5歳の割合がやや高く、0～2歳、15～17歳が少ない。在籍状況では、幼稚園とくらべ保育所の割合が多く、「在宅」は103ケース（20.6%）であった。

【表1～表4-2】

#### 1-2. 被虐待児の状況

虐待されている子どもの状況について、身体的状況、精神保健的診断あり、行動特性の3側面から複数回答で記入してもらった。

その結果、身体的状況と精神医学的診断ありでは、「知的発達の遅れ」、行動特性では、「対人関係がうまくとれない」106ケース（21.2%）、「反抗的態度・行動」71ケース（14.2%）、「家出・外泊」72ケース（14.4%）、「盗み」63ケース（12.6%）が多かった。また、精神医学的診断ありのうち、「知的発達の遅れ」の次に多かったのが、「ADHD（ADD）」17ケース（3.4%）である。「特になし」は120ケース（24.0%）であり、被虐待児であっても、目立った問題がみられないケースもかなりあることが明らかになった。

【表5-1】

本児以外のきょうだいへの虐待の有無については、「きょうだいはない」126ケース（25.1%）、「きょうだいはあるが本児のみ虐待」125ケース（25.0%）、「他のきょうだいも虐待」232ケース（46.3%）、「不明」13ケース（2.6%）で、本調査ケースでは、他のきょうだいも虐待されているケースが多い。

虐待の頻度は、「一度だけ」15ケース（3.0%）、「数回」95ケース（19.0%）、「継続的」374ケース（74.7%）、「不明」13（2.6%）で、本調査ケースでは継続的な虐待が多く占めている。

【表6～7】

#### 1-3. 発見・通告

第一発見者として多いものは、「学校」83ケース（16.6%）、「虐待者本人」66ケース（13.2%）、「近隣・知人」61ケース（12.2%）、「虐待者/児童本人以外の家族」53ケース（10.6%）で、児童相談所への通告者として多いものは、「学校」84ケース（16.8%）、「警察等」76ケース（15.2%）、「福祉事務所」75ケース（15.0%）、「虐待者本人」56ケース（11.2%）と、発見・通告において学校の役割の重要性が示唆される結果となっている。また、本調査ケースでは、虐待者本人からの連絡も多い

傾向にある。

また、警察からの身柄付通告の有無は、「あり」74 ケース (14.8%)、「なし」423 ケース (84.4%) であった。

通告から子どもの安否確認までの時間は、「通告を受けすぐに安否確認した」262 ケース (52.3%)、「通告から 24 時間以内」75 ケース (15.0%)、「通告から 48 時間以内」40 ケース (8.0%)、「それ以上」82 ケース (16.4%) で、本調査ケースでは半数が通告後すぐの安否確認が実施され、48 時間までは全体の 75.3% であった。

本件開始以前の通告の有無は、「あり」110 ケース (22.0%)、「なし」363 ケース (72.5%) で、「あり」のうち、以前に終結してからの期間は、「1~6 ヶ月未満」が 61 ケース (55.5%) と過半数を占めた。

【表 8-1~12】

#### 1-4. 虐待者・家族状況

きょうだいケースと分類を整理した世帯類型（表 1-4-1）は、「父母と子」が 159 ケース (38.2%)、「母子のみ」127 ケース (30.5%)、「父子のみ」24 ケース (5.8%)、「母子と内縁の夫」41 ケース (9.9%)、祖父または祖母がいる「三世代家族」22 ケース (5.3%)、「その他」46 ケース (11.1%) であった。

表 1-4-1 世帯類型（きょうだいケース考慮・再分類）

	実数	%
父母と子	159	38.2
母子のみ	127	30.5
父子のみ	24	5.8
その他	46	11.1
母子と内縁の夫	41	9.9
三世代家族	22	5.3
合計	416	100.0

親の被虐待経験、施設入所経験については、この点について必ずしもすべてのケースで把握されてはいない現状から、「不明」が多いため参考値として参照されたい。

親の最終学歴は、回答のあったもののうち、父母とも「中学校」「高等学校」の割合が多く、全体的に高学歴の親の割合が低い結果となっている。

親の雇用形態について、父で多いものは「正社員・正職員」143 ケース (44.4%)、「契約社員・嘱託社員」40 ケース (12.4%)、「自営業・家族従業」44 ケース (13.7%) で、「無職」は 37 ケース (11.5%) であった。母で多い

ものは「パート・アルバイト」139 ケース (30.2%) で、「無職」は 227 ケース (49.3%) であった。

親の業種について、父で多いものは「技能・労務系の職業」148 ケース (46.0%)、「販売・サービス系の職業」62 ケース (19.3%)。母で多いものは「販売・サービス系の職業」153 ケース (33.3%) であった。

また、転職状況については、「頻繁に転職している」父 86 ケース (26.7%)、母 122 ケース (26.5%)、「頻繁に転職していない」父 160 ケース (49.7%)、母 174 ケース (37.8%) と 3 割弱が頻繁に転職していることが明らかになった。

【表 18~21】

親のパートナー関係では、「法定婚の配偶者と同居」167 ケース (40.1%)、「法定婚の配偶者と別居」11 ケース (2.6%)、「事実婚の配偶者と同居」60 ケース (14.4%)、「婚姻関係なく同居していないが影響力のある異性がいる」52 ケース (12.5%)、「パートナーなし」96 ケース (23.1%)、「その他」9 ケース (2.2%) という結果で、事実婚や影響力のある同居していない婚姻外のパートナーの存在も相当数ある結果となっている。

またパートナーとの関係では、「良好」34 ケース (8.2%)、「普通」132 ケース (31.7%)、「暴力はないが悪い」70 ケース (16.8%)、「暴力を伴った不和」53 ケース (12.7%)、「パートナーなし」96 ケース (23.1%) と ドメスティックバイオレンスの状態が 1 割程度であった。

【表 51~52】

主たる虐待者の特徴に関する複数回答で多い傾向にあったのは、親性に関する領域で「親として未成熟である」262 ケース (52.3%)、「偏った子育て観をもっている」128 ケース (25.5%)。社会的な関係に関する領域で「親族関係の不和がある」159 ケース (31.7%)、「社会的に孤立している」114 ケース (22.8%)、「多額の借金がある」103 ケース (20.6%)。精神保健的領域で「精神的に不安定である（診断名なし）」113 ケース (22.6%)、「暴力的傾向がある」99 ケース (19.8%)、「診断名のある精神疾患がある」64 ケース (12.8%)、「人格障害の疑いがある（診断名なし）」59 ケース (11.8%) であった。また、精神疾患の診断名としては、「うつ」、「人格障害」が多かった。

【表 24-1~24-2】

近隣との関係では、「良好」2 ケース (0.5%)、「普通」91 ケース (21.9%)、「悪い（敵対的関係）」42 ケース

(10.1%)、「孤立・疎遠」160ケース(38.5%)、「不明」116ケース(27.9%)で、敵対的関係での悪い状況より、孤立・疎遠であるケースが多い傾向にある。

経済的状況は、課税区分を基準としたもの、経済的支援の受給状況のいずれも生活保護世帯が2割弱あり、「所得税課税」は108ケース(26.0%)で、全体的に所得が低い傾向にあることが示唆される結果となっている。

住居の状況では、数は少ないものの「車上生活」1ケース、「友人宅等への居候」6ケース、「不定」1ケースがあった。また、過去1年以内の転居歴では、頻回の転居ケースは少なかった。

【表53～57】

## 2. クロス集計結果

### 2-1. 世帯類型別クロス集計結果

世帯類型別で虐待のタイプや家族状況、援助方針などの変数との関連性を探索するために、きょうだいケースと分類を再整理した世帯類型(表1-4-1)別に他項目とクロス集計をした。統計学的有意差がみられた主なものの知見は下記の通りであった。なお、以下の記述は、あくまでも全体的な傾向であり、各カテゴリーが決定的な要因をもっているものではないことに留意された上で参照していただきたい。また、三世代家族のケース数が少ないため、これに関連する数値は今回の調査結果においては参考値としての性格である。(表2-1-1～2-1-7)

属性では、虐待種別において母子・父子のひとり親家庭にネグレクトが多く、「母子と内縁の夫」家庭では性的虐待が多い。母子・父子のひとり親家庭では特定の子どもだけでなく、他のきょうだいも虐待している割合が高い。

援助に関しては、母子のみ家庭と三世代家族では虐待を認めている場合が多く、援助の方針では、「親子分離せず住宅援助前提」が「父母と子」「母子のみ」に割合が高く、「一時的に親子分離し条件を付けて家庭復帰を視野に入れる」が「母子のみ」「母子と内縁の夫」に多い。「親子分離し、家庭復帰の可能性が低い」「親子分離し、家庭復帰は全く見込めない状況」は「父子のみ」に割合が高い。

配偶者・パートナーの関係は、「父母と子」が「暴力はないが悪い」「暴力を伴った不和」が多く、「父子のみ」が「暴力を伴った不和」が多い。一方「母子と内縁の夫」は「良好」が多い。

近隣との関係は、「母子のみ」が「悪い(敵対的関係)」「孤立・疎遠」が多く、「父子のみ」も「孤立・疎遠」とひとり親家庭が「孤立・疎遠」が多い。また、「母子と内縁の夫」は「悪い(敵対的関係)」が多い。

経済状況は、生活保護受給が特に「母子のみ」次いで「父子のみ」のひとり親家庭に多い。経済状況と関連があると思われるが、「母子のみ」は保育所利用の割合が多い。

### 2-2. 主たる虐待者の特徴(精神保健的問題の有無)

診断名の有無にかかわらず、虐待者がなんらかの精神保健的な問題をかかえ、要支援の状態にある場合、そうでない親にくらべ、虐待をとりまく諸状況に差異があるか探索することを目的として、主たる虐待者の特徴のうち、精神保健的問題の有無別に他項目とクロス集計をした。統計学的有意差がみられた主なものの知見は下記の通り

表 2-1-1 「世帯類型」と「主たる虐待の種別」のクロス表\*\*\*

項目	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)
父母と子	84(54.2)	31(20.0)	11(7.1)	29(18.7)	155(100.0)
母子のみ	50(39.7)	63(50.0)	4(3.2)	9(7.1)	126(100.0)
父子のみ	12(50.0)	9(37.5)	1(4.2)	2(8.3)	24(100.0)
その他	21(45.7)	18(39.1)	4(8.7)	3(6.5)	46(100.0)
母子と内縁の夫	23(56.1)	7(17.1)	7(17.1)	4(9.8)	41(100.0)
三世代家族	10(45.5)	7(31.8)	2(9.1)	3(13.6)	22(100.0)
合計	200(48.3)	135(32.6)	29(7.0)	50(12.1)	414(100.0)

表 2-1-2 「世帯類型」と「きょうだいへの虐待の有無」のクロス表\*\*\*

項目	きょうだいはいない	きょうだいはいる が本児のみ虐待	他のきょうだいも 虐待	不明	合計
	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)
父母と子	30(19.5)	67(43.5)	51(33.1)	6(3.9)	154(100.0)
母子のみ	51(41.1)	17(13.7)	54(43.5)	2(1.6)	124(100.0)
父子のみ	9(37.5)	5(20.8)	10(41.7)	0(0.0)	24(100.0)
その他	14(30.4)	9(19.6)	20(43.5)	3(6.5)	46(100.0)
母子と内縁の夫	15(36.6)	17(41.5)	7(17.1)	2(4.9)	41(100.0)
三世代家族	7(31.8)	10(45.5)	5(22.7)	0(0.0)	22(100.0)
合計	126(30.7)	125(30.4)	147(35.8)	13(3.2)	411(100.0)

表 2-1-3 「世帯類型」と「虐待者の認識」のクロス表\*\*\*

項目	虐待を認めている	行為はあったが虐 待ではないという	行為はなかったと いう	不明	合計
	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)
父母と子	61(39.8)	60(39.2)	17(11.1)	15(9.8)	153(100.0)
母子のみ	69(56.0)	31(25.2)	5(4.0)	18(14.6)	123(100.0)
父子のみ	8(33.3)	11(45.8)	3(12.5)	2(8.3)	24(100.0)
その他	12(26.6)	11(24.4)	10(22.2)	12(26.6)	45(100.0)
母子と内縁の夫	18(43.9)	14(34.1)	6(14.6)	3(7.3)	41(100.0)
三世代家族	11(52.3)	6(28.5)	(0.0)	4(19)	21(100.0)
合計	179(43.9)	133(32.6)	41(10)	54(13.2)	407(100.0)

表 2-1-4「世帯類型」と「援助の方針」のクロス表\*\*

項目	親子分離せず 在宅で援助す ることを前提に 行った	一時的に親子 分離し、条件を 付けて家庭復 帰させることを 視野に入れな がら援助した	親子分離し、 家庭復帰の可 能性が低いこ とを前提に援 助を行った	親子分離し、 家庭復帰は全 く見込めない 状況で援助を 行った	合計
	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)
父母と子	47(30.3)	59(38.0)	38(24.5)	11(7.0)	155(100.0)
母子のみ	34(27.4)	54(43.5)	29(23.3)	7(5.6)	124(100.0)
父子のみ	4(17.3)	4(17.3)	10(43.4)	5(21.7)	23(100.0)
その他	8(17.3)	17(36.9)	10(21.7)	11(23.9)	46(100.0)
母子と内縁の夫	5(12.1)	21(51.2)	13(31.7)	2(4.8)	41(100.0)
三世代家族	3(13.6)	8(36.3)	7(31.8)	4(18.1)	22(100.0)
合計	101(24.5)	163(39.6)	107(26)	40(9.7)	411(100.0)

表 2-1-5 「世帯類型」と「配偶者・パートナーの関係」のクロス表\*\*\*

項目	良好	普通	暴力はない が悪い	暴力を伴つた 不和	パートナーな し	合計
	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)
父母と子	14(9.2)	67(44.0)	44(28.9)	26(17.1)	1(0.6)	152(100.0)
母子のみ	7(6.3)	20(18.0)	9(8.1)	10(9.0)	65(58.5)	111(100.0)
父子のみ	0(0.0)	1(4.5)	1(4.5)	3(13.6)	17(77.2)	22(100.0)
その他	3(7.6)	17(43.5)	6(15.3)	7(17.9)	6(15.3)	39(100.0)
母子と内縁の夫	8(20.5)	21(53.8)	4(10.2)	6(15.3)	0(0.0)	39(100.0)
三世代家族	2(9.0)	6(27.2)	6(27.2)	1(4.5)	7(31.8)	22(100.0)
合計	34(8.8)	132(34.2)	70(18.1)	53(13.7)	96(24.9)	385(100.0)

表 2-1-6 「世帯類型」と「近隣との関係」のクロス表\*\*

項目	良好	普通	悪い (敵対関係)	孤立・疎遠	不明	合計
	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)
父母と子	1(0.6)	47(30.9)	15(9.8)	50(32.8)	39(25.6)	152(100.0)
母子のみ	1(0.7)	17(13.3)	16(12.5)	65(51.1)	28(22.0)	127(100.0)
父子のみ	0(0.0)	4(17.3)	0(0.0)	12(52.1)	7(30.4)	23(100.0)
その他	0(0.0)	6(13.0)	4(8.6)	18(39.1)	18(39.1)	46(100.0)
母子と内縁の夫	0(0.0)	8(19.5)	6(14.6)	12(29.2)	15(36.5)	41(100.0)
三世代家族	0(0.0)	9(40.9)	1(4.5)	3(13.6)	9(40.9)	22(100.0)
合計	2(0.4)	91(22.1)	42(10.2)	160(38.9)	116(28.2)	411(100.0)

表 2-1-7 「世帯類型」と「経済状況(課税区分(国の徴収金基準額表)を基準として)」のクロス表\*\*\*

項目	生活保護	市町村民税	所得税	所得税	不明	合計
		非課税	非課税	課税		
	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)
父母と子	11(7.0)	27(17.4)	8(5.1)	69(44.5)	40(25.8)	155(100.0)
母子のみ	57(45.9)	26(20.9)	6(4.8)	10(8.0)	25(20.1)	124(100.0)
父子のみ	5(20.8)	2(8.3)	0(0.0)	6(25.0)	11(45.8)	24(100.0)
その他	1(2.1)	14(30.4)	2(4.3)	8(17.3)	21(45.6)	46(100.0)
母子と内縁の夫	2(5.0)	15(37.5)	3(7.5)	10(25.0)	10(25.0)	40(100.0)
三世代家族	4(18.1)	2(9.0)	2(9.0)	5(22.7)	9(40.9)	22(100.0)
合計	80(19.4)	86(20.9)	21(5.1)	108(26.2)	116(28.2)	411(100.0)

表 2-1-8 「世帯類型」と「在籍状況」のクロス表\*\*\*

項目	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高校	その他	在宅	不明	合計
	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	
父母と子	18(11.6)	4(2.5)	51(32.9)	38(24.5)	7(4.5)	3(1.9)	34(21.9)	0(0.0)	155(100.0)
母子のみ	30(24.1)	1(0.8)	46(37.0)	21(16.9)	1(0.8)	1(0.8)	24(19.3)	0(0.0)	124(100.0)
父子のみ	2(8.3)	2(8.3)	7(29.1)	7(29.1)	1(4.1)	1(4.1)	4(16.6)	0(0.0)	24(100.0)
その他	5(10.8)	0(0.0)	14(30.4)	4(8.6)	3(6.5)	5(10.8)	14(30.4)	1(2.1)	46(100.0)
母子と内縁の夫	4(10)	5(12.5)	15(37.5)	10(25.0)	2(5.0)	0(0.0)	4(10.0)	0(0.0)	40(100.0)
三世代家族	3(14.2)	0(0.0)	8(38.0)	4(19.0)	2(9.5)	0(0.0)	4(19.0)	0(0.0)	21(100.0)
合計	62(15.1)	12(2.9)	141(34.3)	84(20.4)	16(3.9)	10(2.4)	84(20.4)	1(0.2)	410(100.0)

表 2-2-1 「主たる虐待者の特徴—精神医学的問題」と「主たる虐待の種別」のクロス表\*\*

項目	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	
精神医学的問題なし	110(42.4)	93(35.9)	26(10.0)	30(11.5)	259(100.0)
精神医学的問題あり	113(47.0)	95(39.5)	6(2.5)	26(10.8)	240(100.0)
合計	223(44.6)	188(37.6)	32(6.4)	56(11.2)	499(100.0)

表 2-2-2 「主たる虐待者の特徴—精神医学的問題」と「きょうだいへの虐待の有無」のクロス表\*\*\*

項目	きょうだいはない	きょうだいはあるが本児のみ虐待	他のきょうだいも虐待	不明	合計
	実数(%)	実数(%)	実数(%)	実数(%)	
精神医学的問題なし	52(20.1)	84(32.5)	114(44.1)	8(3.1)	258(100.0)
精神医学的問題あり	74(31.0)	41(17.2)	118(49.5)	5(2.1)	238(100.0)
合計	126(25.4)	125(25.2)	232(46.7)	13(2.6)	496(100.0)

表 2-2-3 「主たる虐待者の特徴—精神医学的問題」と「保護者援助が困難なケース」のクロス表\*\*

項目	非常に困難 実数(%)	やや困難 実数(%)	困難ではない 実数(%)	合計 実数(%)
精神医学的問題なし	61(24.1)	111(43.8)	81(32.0)	253(100)
精神医学的問題あり	82(34.1)	111(46.2)	47(19.5)	240(100)
合計	143(29.0)	222(45.0)	128(25.9)	493(100)

表 2-2-4 「主たる虐待者の特徴—精神医学的問題」と「配偶者・パートナー関係」のクロス表\*\*

項目	良好 実数(%)	不和 実数(%)	暴力はない が悪い 実数(%)	暴力を伴つ た不和 実数(%)	パートナー なし 実数(%)	合計 実数(%)
精神医学的問題なし	22(10.8)	83(41.0)	26(12.8)	28(13.8)	43(21.2)	202(100.0)
精神医学的問題あり	12(6.5)	49(26.7)	44(24.0)	25(13.6)	53(28.9)	183(100.0)
合計	34(8.8)	132(34.2)	70(18.1)	53(13.7)	96(24.9)	385(100.0)

表 2-2-5 「主たる虐待者の特徴—精神医学的問題」と「近隣との関係」のクロス表\*\*

項目	良好 実数(%)	普通 実数(%)	悪い (敵対関係) 実数(%)	孤立・疎遠 実数(%)	不明 実数(%)	合計 実数(%)
精神医学的問題なし	1(0.4)	63(28.8)	18(8.2)	71(32.5)	65(29.8)	218(100.0)
精神医学的問題あり	1(0.5)	28(14.5)	24(12.4)	89(46.1)	51(26.4)	193(100.0)
合計	2(0.4)	91(22.1)	42(10.2)	160(38.9)	116(28.2)	411(100.0)

表 2-2-6 「主たる虐待者の特徴—精神医学的問題」と「経済状況(課税区分(国の徴収金基準額表)を基準として)」のクロス表\*

項目	生活保護 実数(%)	市町村民税 非課税 実数(%)	所得税 非課税 実数(%)	所得税 課税 実数(%)	不明 実数(%)	合計 実数(%)
精神医学的問題なし	29(13.3)	47(21.5)	12(5.5)	64(29.3)	66(30.2)	218(100.0)
精神医学的問題あり	51(26.4)	39(20.2)	9(4.6)	44(22.7)	50(25.9)	193(100.0)
合計	80(19.4)	86(20.9)	21(5.1)	108(26.2)	116(28.2)	411(100.0)

表 2-2-7 「主たる虐待者の特徴—精神医学的問題」と「在籍状況」のクロス表\*\*

項目	保育所 実数(%)	幼稚園 実数(%)	小学校 実数(%)	中学校 実数(%)	高校 実数(%)	その他 実数(%)	在宅 実数(%)	不明 実数(%)	合計 実数(%)
精神医学的問題 なし	27(10.6)	8(3.1)	88(34.6)	63(24.8)	10(3.9)	7(2.7)	50(19.6)	1(0.3)	254(100.0)
精神医学的問題 あり	55(23.0)	5(2.0)	85(35.5)	32(13.3)	6(2.5)	3(1.2)	53(22.1)	0(0.0)	239(100.0)
合計	82(16.6)	13(2.6)	173(35.0)	95(19.2)	16(3.2)	10(2.0)	103(20.8)	1(0.2)	493(100.0)

であった。なお、「問 3-11 主たる虐待者の特徴」のうち、「診断名のある精神疾患がある」、「精神的に不安定である（診断名なし）」、「人格障害の疑いがある（診断名なし）」、「アルコール依存」、「薬物依存」のいずれかに「あてはまる」と回答のあったケースを「精神保健的問題あり」としてそれ以外と比較した。（表 2-2-1～2-2-7）

精神保健的問題のある者の方が保護者援助が「非常に困難」である傾向があり、近隣との関係で「悪い」「孤立・疎遠」の状態にある。また、生活保護受給と子どもの保育所通所が多い。一方、配偶者・パートナー関係では「暴力はないが悪い」が多くかった。

精神保健的問題のない者の方の特徴としては、性的虐待の割合が高い。また、「きょうだいはいるが本児のみ虐待」している。一方、配偶者・パートナー関係で「良好」「普通」が多い結果であった。

以上の結果をみても明らかのように、当該問題があると一概にネガティブな状況が増えるというものではないが、保護者援助について困難度が高い傾向にあることが明らかになった。

### 2-3. 家族背景別の傾向

本調査で用意した変数を総合的に組み合わせて、虐待家族の類型化を検討したが、無回答のない世帯類型が 416 ケースで、他の変数では無回答があるため、統計学的な処理や検定に耐えられる各カテゴリーの実数を有した一変数としてコード化できるだけのサンプル数が確保できなかった。そのため、家族背景と虐待の属性や援助状況に関する複数のクロス集計で明らかになった特徴を把握することで、本調査における家族背景別の全体的な傾向を分析した。

使用した変数は、世帯類型（問 3-2 再コード化）、配偶者・パートナー関係（問 3-10）、近隣との関係（問 3-12）、経済状況（問 3-13）、虐待者の特徴（問 3-11）の 5 つを独立変数に、虐待種別（問 1-1）、虐待の頻度（問 1-7）、虐待者の認識（問 4-1）、警察との協議（問 4-5-1）、子どもへの援助（問 5-2-2）、援助の方針（問 5-3）、保護者援助困難（問 5-4）、援助効果の度合い（問 5-8）の 8 つを従属変数に使用した。

上記変数を使用したクロス集計結果のうち、統計学的有意差がみられた表の割合分布の特徴からケース割合の多い傾向にあるカテゴリー（選択肢）を一覧にした。なお、「三世代家族」はケース数が少ないので参考値として記載する（表 2-3-1）

まず、世帯類型別については、本稿「2-1. 世帯類型別クロス集計結果」のとおり、ひとり親家庭にネグレク

トが多い傾向にあり、「母子と内縁の夫」でインセストタブーの規範力が弱まる関係から性的虐待が多い傾向にあると考えられる。また、「父母と子」、「三世代家族」で心理的虐待が他のケースに比較して多い傾向にある要因は今後の研究の課題であろう。また、「母子のみ」、「三世代家族」は虐待を認める傾向にあり、「父子のみ」では、行為はあったが虐待でないと、しつけとしての行為を主張する傾向にある。このような特徴がみられる一方、児童相談所の実際の援助過程における援助方針に関して、「父母と子」世帯は親子分離しない傾向が、「母子のみ」は在宅援助と親子分離の 2 つが、「父子のみ」、「母子と内縁の夫」、「三世代家族」は親子分離する傾向がみられた。また、「父子のみ」と「三世代家族」が「親子分離し家庭復帰が見込めない状況」が多い傾向にあり、母親がいない家庭の場合、「家庭復帰が見込めない状況」として援助の方針がたてられている点と、参考値ではあるが、祖父母がおり、家庭内のおとなの人�数が多い三世代家族であっても家庭復帰が見込めない傾向にあることは、祖父母の存在が必ずしも養育者の存在とはならない場合があることの可能性をうかがわせる結果となっており、今後、サンプル数を増やしての再調査で追検証していく必要性があろう。

次に、配偶者・パートナー関係の状況別では、虐待種別から子どもの援助までの変数では特徴はみられなかつたが、援助の方針では、配偶者・パートナー関係が「良好」であるケースは、「親子分離し、条件を付けて家庭復帰を視野」に入る傾向にあり、「暴力を伴った不和」の DV ケースは、「親子分離し、条件を付けて家庭復帰を視野」と「親子分離し家庭復帰は全く見込めない状況」の 2 つに分かれる傾向がみられた。「パートナーなし」は「親子分離し家庭復帰の可能性が低いことを前提」と代替の養育者がいない家庭では家庭復帰の可能性が低くなる状況があらわれている。また、保護者援助の困難さでは、

「暴力はないが悪い」が「非常に困難」、「暴力を伴った不和」が「やや困難」、「パートナーなし」が「困難ではない」と DV 家庭より暴力はないが不和な家庭の方が保護者援助が非常に困難な傾向であることは興味深い結果となっている。援助効果の度合いでは、「良好」であるとやはり「大変効果があがった」とする傾向にあり、「暴力はないが悪い」が「効果がなかった」、「暴力を伴った不和」が「効果があがった」、「どちらともいえない」という傾向で、保護者援助の困難さとあわせると、DV 家庭よりも、暴力はないが関係性の悪い家庭の方が援助において困難である傾向がみられることがあきらかになった。

近隣との関係別で特徴的な傾向は、「良好」ケースでは

表 2-3-1 家族背景別の傾向

変数	選択肢	虐待の頻度 (問 1-1)	虐待者の認識 (問 4-1)	警察との協議 (問 4-5-1)	子どもへの援助 (問 5-2-2)	援助の方針 (問 5-3)	保護者援助困難 (問 5-4)	援助效果の度合い (問 5-8)
世帯類型 (問 3-2 再コード化)	父母と子 母子のみ 父子のみ 母子と内縁の夫 三世代家族	心理的虐待 ネグレクト ネグレクト 性的虐待 心理的虐待	虐待を認めて いる  行為はあつた が虐待でない という	親子分離せず、 在宅援助前提 親子分離し、条件を付けて家庭復帰を視野に	親子分離し家庭復帰の可能 性が低いことを前提/親子分離し家庭復帰は全く見込めない状況	親子分離し家庭復帰を視野に	親子分離せず、 在宅援助前提/親子分離し、条件を付けて家庭復帰を視野に	-

配偶者・パートナー 一関係 (問 3-10)	暴力を伴った 不和	良好	親子分離し、条件を付けて家庭復帰を視野	大変効果があがつた
			普通	どちらともいえない、効果がなかつた
パートナー 一関係 (問 3-10)	暴力を伴つた 不和	悪い	親子分離し、条件を付けて家庭復帰を視野/ 親子分離し家庭復帰は全く見込めない状況	非常に困難
		良好	親子分離し家庭復帰の可能性が低いことを前提	効果がなかつた
近隣との 関係 (問 3-12)	数回	良好	虐待を認めている	困難ではない
		普通	行為はあったが虐待でないという	非常に困難
	悪い(敵対関係)	身体的虐待	行為はなかつたという	
	孤立・疎遠	ネグレクト		